

| | | | |
|------|---|---|-------------------------------|
| 發主場所 | 東京紡績株式會社 村下南足立郡 梅島村大字栗原 | 發主場所 | 東京大倉紡績株式會社 村下南葛飾郡 寺島村寺島 |
| 労働者数 | 六九二 | 労働者数 | 五四三 |
| 要求事項 | 労働組合の承認セザルコト 工賃ニ割値上外十一件ヲ要求ス | 労働組合の承認セザルコト 公休日ノ履行 行先合値上ノ改善 食料ノ改善 外三件ヲ要求ス | |
| 発起日 | 八月十日 | 発起日 | 八月十一日 |
| 解決日 | 八月十六日 | 解決日 | 八月二十一日 |
| 結果 | 会社ノ承認セザルコト 労働組合ニ加入セザルコト 労働組合自発的ニ要求事項ノ大體ヲ認答シテ解決 | 会社ハ多額ノ係者が要求答認セザルレバ 辞職スル者ノ申出テニ對シテ 十八名ヲ退職セシメ手当トシテ 一年未満ハ三十日以上一ヶ月以下 一月以上一ヶ月以下 日給ニ對シテ 解決 | |
| 備考 | 争議發生ノ原因ハ純労働組合ニ在リ 労働組合ニ在リテ 社職工官俸 社大カ不却 合アリテ 雇セラレタ ルニアリ | 会社事業用散ノ為メ休業ヲナシメ或ハ交代就業ニヨリ維持セントシテ 制度ヲ改正シ 職工ノ他ニ對スルモノハ申出ワヘキ旨 表セルニ原因 不至罷業 | |
| 備考 | 争議發生ノ原因ハ純労働組合ニ在リ 労働組合ニ在リテ 社職工官俸 社大カ不却 合アリテ 雇セラレタ ルニアリ | 会社事業用散ノ為メ休業ヲナシメ或ハ交代就業ニヨリ維持セントシテ 制度ヲ改正シ 職工ノ他ニ對スルモノハ申出ワヘキ旨 表セルニ原因 不至罷業 | |

| | | | |
|------|---|---|-----------------|
| 發主場所 | 共益電気株式會社 芝居白金三光 | 發主場所 | 村下南葛飾郡 寺島村寺島 |
| 労働者数 | 六三 | 労働者数 | 一〇六 |
| 要求事項 | 残業一時間半ヲ二時間ニ計奉スルコト日給五割ノ増額 社員山崎金一郎外三名解雇ヲ要求 | 労働組合の承認セザルコト 退職手当率 日給三十五日分一年以上一ヶ月以下 二ヶ月以上一ヶ月以下 三ヶ月以上一ヶ月以下 二件ヲ要求スルコト | |
| 発起日 | 八月十二日 | 発起日 | 八月二十二日 |
| 解決日 | 八月十八日 | 解決日 | 八月三十日 |
| 結果 | 残業手当ハ正確ニ計奉スルコト増額ハ三割ノ時機ニ於テ 分折コト排社員八名 ヨナスコト及罷業中ノ日給ヲ支給スルコトヲ解決 | 会社ハ多額ノ係者が要求答認セザルレバ 辞職スル者ノ申出テニ對シテ 十八名ヲ退職セシメ手当トシテ 一年未満ハ三十日以上一ヶ月以下 一月以上一ヶ月以下 日給ニ對シテ 解決 | |
| 備考 | 争議發生ノ原因ハ純労働組合ニ在リ 労働組合ニ在リテ 社職工官俸 社大カ不却 合アリテ 雇セラレタ ルニアリ | 会社事業用散ノ為メ休業ヲナシメ或ハ交代就業ニヨリ維持セントシテ 制度ヲ改正シ 職工ノ他ニ對スルモノハ申出ワヘキ旨 表セルニ原因 不至罷業 | |
| 備考 | 争議發生ノ原因ハ純労働組合ニ在リ 労働組合ニ在リテ 社職工官俸 社大カ不却 合アリテ 雇セラレタ ルニアリ | 会社事業用散ノ為メ休業ヲナシメ或ハ交代就業ニヨリ維持セントシテ 制度ヲ改正シ 職工ノ他ニ對スルモノハ申出ワヘキ旨 表セルニ原因 不至罷業 | |